子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業） 自主点検シート　[**令和６年１２月版**]

※　この自主点検シートの対象は、「一般型」の子育て支援センターとしています。

　　　「連携型」の子育て支援センターは対象外です。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| センター | 名称 |  | | | | |
| 所在地 | 志木市 | | | ＴＥＬ  **E-ﾒｰﾙ** |  |
| 管理者（責任者） | （氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（職名） | | | | |
| 子ども・子育て支援交付金  基準額区分（一般型・基本分） | | 【３～４日型】 | □職員を合計３名以上配置　　□職員を合計２名以上配置 | | | |
| 【５日型】 | □常勤職員を配置　　□非常勤職員のみを配置 | | | |
| **【６日型】** | □常勤職員を配置　　□非常勤職員のみを配置 | | | |
| **【 ７ 日 型 】** | □常勤職員を配置　　□非常勤職員のみを配置 | | | |
| 運営法人 | 法人名 |  | | | | |
| 代表者名 |  | | | | |
| 運営形態 | | □業務委託　　□指定管理　　□補助 | | | | |
| 事業の開始年月 | |  | | | | |
| 記入年月日 | |  | | 記入者 |  | |

志木市 福祉部 福祉監査室　　TEL： **０４８－４５６－５３６５**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

|  |
| --- |
| 自主点検シートについて  　・　このシートは、「地域子育て支援拠点事業の実施について」**（令和6年6月28日付各都道県知事宛、こ成環第204号こども家庭庁成育局長通知）**、別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」及び「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日付け内閣総理大臣通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」等を基に、雇用契約の項目を追加し、子育て支援センターにおいて自主点検が可能なシートとして整理したものです。    　・　市が調査（注）を行う際には、事前にセンターでこのシートを使って点検をいただき、調査の前に提出をお願いしています。  　　　（注） ［業務委託の場合］ 志木市委託契約約款第６条に基づく調査  ［指定管理の場合］ 指定管理業務に関する協定書第１３条に基づく調査  ［補助の場合］ 　　志木市補助金等交付規則第１６条に基づく調査  　　　調査当日は、この自主点検シートに沿ってセンターの運営状況を確認しますので、センターの方でも、その写しを保管しておいてください。    　・　「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （目次） | 第１　開設日時・休日 | 2 |
| 第２　実施場所・設備 | 2 |
| 第３　職員の配置 | 3 |
| 第４　事業の実施 | 4 |
| 第５　事業の実施に当たっての留意点 | 6 |
| 第６　雇用契約 | 7 |

|  |
| --- |
| 地域子育て支援拠点事業の定義・目的 |
| ○定義（児童福祉法第６条の３第６項）  　厚生労働省令（児童福祉法施行規則第１条の７）で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行  う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。  ○目的（地域子育て支援拠点事業実施要綱）  　少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域におけ  る子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進す  る子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子ども  の健やかな育ちを支援することを目的とする。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **確認事項** | **点検結果** | **不適合の場合：その状況・改善方法** |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　開設日時・休日 | | | |
| 1 開設状況 | 週３日以上、かつ１日５時間以上開設していますか。 | □いる  □いない |  |
| 2 開設日時 | ※　具体的な開設日時を記載してください。  月曜日から金曜日まで　　：　　～　　：  土曜日　　　　　　　　　：　　～　　：  日曜日　　　　　　　　　：　　～　　： | | |
| 3 休日 | ※　該当する休日の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。  □日曜日  □土曜日（特定の土曜日の場合は、「第２土曜日」などとと記載してください。）    □国民の祝日に関する法律に規定する休日  □１２月２９日から翌年の１月３日  □その他  （　　　　　　　　　　　） | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第２　実施場所・設備 | | | |
| 1 実施場所 | 1)　子育て親子が集う場として適した場所で実施していますか。（公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設など） | □いる  □いない |  |
| 2)　複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施していますか。 | □いる  □いない |  |
| 3)　おおむね１０組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さが確保されていますか。 | □いる  □いない |  |
| 2 設備 | 乳幼児を連れて利用しても差し支えないような、次の設備がありますか。 | □ある  □ない |  |
| ※　有する設備の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。  □授乳コーナー  □流し台  □ベビーベッド  □遊具  □その他、乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備  （　　　　　　　　　　　　） | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第３　職員の配置 | | | | |
| 1 専任職員の配置 | 1)　専任職員は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する職員を配置していますか。 | □いる  □いない |  | |
| 2)　専任職員を２名以上配置していますか。  （非常勤職員でも可とされています。） | □いる  □いない |  | |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和6年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  　　※　「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週４０時間程度従事する者」を想定している。 | | | |
| 3)　専任職員は、子育て支援センターの開設時間帯を通じて当該センターの業務に専ら従事していますか。 | □いる  □いない |  | |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和6年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  　　※　専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置され、開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以外の業務に従事できない。 | | | |
| 4)　専任職員は、次の①及び②の研修を修了していますか。  　　①子育て支援員基本研修  （子育て支援員研修事業実施要綱　別表１） | □いる（全員）  □いる（一部）  □いない | |  |
| ②子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修  　（子育て支援員研修事業実施要綱　別表２－２の３）  　　（参考）　「子育て支援員研修事業の実施について」**（令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長）**通知の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」 | | | |
| ※　地域子育て支援拠点事業実施要綱において、事業に従事する者は、上記の①及び②の研修を修了していることが望ましいとされている。 | | | |
|  | 5)　専任職員を、次の研修に参加させ、職員の資質、技能等の向上を図っていますか。 | □いる  □いない |  | |
| ※　職員が参加した研修について、該当するものに○を付けてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **前年度** | **今年度** | 研修内容 | |  |  | 子育て支援員研修事業実施要綱　別表３に定める「フォローアップ研修」 | |  |  | 子育て支援員研修事業実施要綱　別表４に定める「現任研修」 | |  |  | 厚生労働省の委託事業「地域の人材による子育て支援活動強化研修」 | |  |  | その他業務に関係する各種研修会、セミナー等  （具体的な研修名） | | | | |
|  | 6)　研修代替職員配置加算を算定していますか。 | □いる  □いない |  | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第４　事業の実施 | | | | | | |
| 1 基本事業 | 基本事業として、次の①～④の取組をすべて実施していますか。 | □いる  □いない | |  | | |
| ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進  ②子育て等に関する相談、援助の実施  ③地域の子育て関連情報の提供  ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上） | | | | | |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和5年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  ※　④の講習の内容については、原則、地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、こどもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや歯科（歯磨き）指導、栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。  また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えない。 | | | | | |
| 2 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組  （加算分） | 基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の①～⑤に掲げる取組のいずれかを実施していますか。 | □いる  □いない | |  | | |
| ※　**前年度・今年度**に実施又は実施予定の取組に○を付けてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施済み・実施予定 | | 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 | | **前年度** | **今年度** | |  |  | ①　拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施 | |  |  | ②　拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施 | |  |  | **③　拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した親子関係形成支援事業（法第6条の3第21項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施** | |  |  | ④　拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）又は養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）**又は子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項に定める事業）**の実施 | |  |  | ⑤　その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施 | | | | | | |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和5年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  ※　①～④のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象となっている。 | | | | | |
| **3 出張ひろば**  **（加算分）** | **地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設する**  **ことが困難な地域にあっては、、次の①～③に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施していますか。** | | □いる  □いない | | |  |
|  | | | |
| **①　開設日数は、週１～２日、かつ１日５時間上とすること。**  **②　一般型の職員が、必ず１名以上出張ひろばの職員を兼務すること。**  **③　実施場所は、年間を通じて同じ場所で実施することが望ましい。ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。** | | | | | |
| **4** 地域支援  （加算分） | 次の①～④に掲げるいずれかの地域支援の取組を行っていますか。 | □いる  □いない | |  | | |
| ※　**前年度・今年度**に実施又は実施予定の取組に○を付けてください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施済み・実施予定 | | 地域支援の取組 | | **前年度** | **今年度** | |  |  | ①　高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 | |  |  | ②　地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 | |  |  | ③　地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 | |  |  | ④　本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 | | | | | | |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和5年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  　　※　地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための①～④に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象となっている。  　　※　「利用者支援事業の実施について」**（令和６年３月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、５文科初第2594号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）**に定める「利用者支援事業」を同一の事業所で併せて実施する場合**(基本Ⅲ型を除く)**には、同事業において措置することとし、加算の対象とはならない。 | | | | | |
| **5** 配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算分） | 障がい児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の①、②に掲げる実施方法により、支援を | □いる  □いない | |  | | |
| 実施していますか。 | | | | |
| ①開設日数は、週２日程度以上とすること。  ②専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること | | | | | |
| **6** 休日における育児参加の促進（加算分） | 両親等が共に参加しやすくなるように休日に育児参加促進に関する講習会を実施していますか。（概ね月２回以上） | □いる  □いない | | |  | |
| **7** 関係機関との連携 | 講習等において、ペアレントプログラムを実施していますか。 | □いる  □いない | |  | | |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和5年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  　　※　発達障害者支援法では、発達障害者の家族が地域から孤立してしまい、その結果児童虐待につながってしまうということがないよう、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族及びその関係者への支援に努めることとしている。厚生労働省では、「ペアレントプログラムの導入促進について」（平成29年9月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）を発出し、保護者に対してより前向きに子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知している。  　　※　ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、より前向きに子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する考え方をより前向きにすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。  ※　地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が  抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理  解を深め、職員の資質向上につながることも期待されるため、市町村においては、積極的に活用いただ  くようお願いしたい。 | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第５　事業の実施に当たっての主な留意事項 | | | |
| 1 個人情報の保護 | 1)　事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に使用していませんか。 | □いる  □いない |  |
| ※　地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。（児童福祉法第３４条の１１第２項） | | |
| 2)　事業に従事する者及び事業に従事した者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する子育て親子の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、事業に従事する者の個人情報保護に関する措置を講じることが考えられる。 | | |
| 2 事業を経営する者の責務 | 相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活の課題を把握した場合には、必要に応じて、適切な支援関係機関につなぐように努めていますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| ※　地域子育て支援拠点事業を行う者は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。  （社会福祉法第１０６条の２）（平成29年の法改正で、平成30年4月から施行） | | |
| 3 利用する  子育て親子  の安全確保 | 1)　利用する子育て親子の安全確保に配慮して事業を行っていますか。 | □いる  □いない |  |
| 2)　事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っていますか。 | □いる  □いない |  |
| 3)　不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。 | □いる  □いない |  |
| 4)　利用する子育て親子の入退館を管理・記録していますか。 | □いる  □いない |  |
| （内閣官房こども家庭庁設立準備室「令和5年3月全国こども政策主管課長会議」資料）  　　※　各市町村においては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう子育て親子の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。  　　　　さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に努めていただきたい。 | | |
| 4 虐待の防止 | 1)　事業に従事する者に対し、児童虐待防止等に関する研修を実施していますか。 | □いる  □いない |  |
| ※　埼玉県虐待禁止条例では、児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者に、施設内での従業者に対する児童虐待防止等に関する研修の実施を義務付け、従業者には当該研修の受講を義務付けている。 | | |
| 2)　事業に従事する者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めていますか。 | □いる  □いない |  |
| 3)　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告していますか。 | □いる  □いない  □非該当 |  |
| ※　児童虐待防止法第６条にある通告は、守秘義務違反には該当しない。  　　　　同条第３項で、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、・・・通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と規定されている。 | | |
| 5 利用者向け周知内容 | パンフレットなどの利用者向けの周知資料について、正確な情報を記載していますか。 | □いる  □いない |  |
| 6 使用料  （利用料金） | センターの使用料（利用料金）は、市内に居住する利用者だけでなく、市外に居住する利用者についても無料としていますか。 | □いる  □いない |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第６　雇用契約 | | | |
| 1 雇用契約 | 雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 | □いる  □いない |  |
| 【雇用・労働契約の成立】  （民法第623条）  ※　雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。  （労働契約法第6条、第7条、第12条、第4条）  ※　労働契約は、労働者と使用者が、「労働すること」「賃金を支払うこと」について合意すると成立する。  ※　労働契約を締結する場合に、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとなる。  　　ただし、労働契約において、労働者と使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、その合意していた内容が、労働者の労働条件となる。  　　なお、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効となる。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によることとなる。  ※　使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとする。労働者と使用者は、労働契約の内容（期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。）について、できる限り書面により確認するものとする。  ※　労働契約法では、労働契約について、雇用契約書など書面での作成を義務付けていないが、労働契約の内容が不明確なことによるトラブルを防ぐために、雇用契約書を取り交わしている事業所が多い。  　　また、「雇用契約書」の内容に、以下の「書面の交付により明示しなければならない労働条件」を含めている事業所も多い。  【労働条件の明示】  （労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）  ※　労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することを、使用者に義務付けている。  ※　短時間労働者を雇用する事業主は、上記の文書の交付等により明示することが義務付けられている事項以  外のものについても、文書の交付等により明示するように努めるものとされている。  ※　労働条件通知書の様式は、厚生労働省のホームページに掲載されている（労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー）。 | | |